

議第二号

徳島県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年十二月十八日

提出者

杉本直樹
岸本泰治
川端正義
三木正亨
庄野昌彦

岡田理絵
竹内資浩
岡本富治
重清佳之
黒崎章

徳島県議会議長

榎本

孝殿

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例

徳島県議会委員会条例 昭和三十四年徳島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「常任委員の任期)」に改め、同条第二項中 第六条第二項」を第六条第三項」に改める。

第四条の見出し中 設置」を 設置等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間に任ずる。

第六条第五項中 第三項の規定」を 第四項の規定」に改め、「第三項」の下にの規定」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第七条第四項中 前条第二項」を 前条第三項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律 平成二十四年法律第七十二号) 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、特別委員の任期を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。